

西条市消防団協力事業所表示制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西条市消防団に積極的に協力している事業所又はその他の団体に対して、消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
- (2) 消防団協力事業所 市長が消防団活動に協力している事業所等として認め、消防団協力事業所表示証を交付した事業所等（以下「協力事業所」という。）をいう。
- (3) 消防団協力事業所表示証 消防団協力事業所に対して消防団活動に協力する証として交付した表示証（以下「表示証」という。）をいう。
- (4) 消防団長等 消防団長のほか自治会長等の消防団活動を支援する者をいう。

(表示証の交付申請及び推薦)

第3条 協力事業所の認定及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、西条市消防団協力事業所認定申請書（様式第1号の1）により市長に申請を行うものとする。

2 消防団長等は、表示証を交付する事業所等について、当該事業所等の意思を確認した上で西条市消防団協力事業所認定推薦書（様式第1号の2）により市長に推薦することができる。

(認定基準)

第4条 市長は、前条に規定する申請について、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるときは、協力事業所の認定を行うものとする。ただし、当該事業所等が消防関係法令に重大な違反をしているときは、これを行わないものとする。

- (1) 従業員が消防団員として、複数(2人以上)入団している事業所等であること。
- (2) 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等であること。
- (3) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長が特に優良と認める事業所等であること。

(審査)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の基準に適合するかどうかについて審査を行うものとする。

- (1) 申請又は推薦があった場合
- (2) 市長が消防団活動に協力している事業所等であると特に認めた場合

(表示証の交付)

第6条 市長は、審査の結果、協力事業所の認定を行ったときは、当該事業所等に表示証(様式第2号)を交付するものとする。

2 協力事業所として認定した事業所等が他の市町にある場合は、協議の上、他の市町と連名で、表示証を交付することができるものとする。

(表示証の表示)

第7条 協力事業所は、交付された表示証を表示することができる。

2 表示証は、次に掲げる場所等に表示するものとする。

- (1) 表示証を交付された事業所等の見えやすい場所
- (2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行う映像その他の広告
- (3) 表示することができる表示証は、前条の規定により交付されたもの又は同条の規定により交付された表示証を同率に拡大又は縮小したものとする。

(表示証交付整理簿の備え付け)

第8条 市長は、西条市消防団協力事業所表示証交付整理簿(様式第3号)を備え付け、表示証の交付に関する事業所の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(表示有効期間)

第9条 表示の有効期間は、原則として、認定の日から起算して2年を経過する日又は次条の規定による認定の取消の日までとする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証の交付を受けた場合の有効期間は、当該表示証の交付を受けた日から2年とする。

2 表示証の表示の効力が失効した事業所等については、第7条に規定する表示を行うことができない。

3 市長は、認定の日から起算して2年を経過する日前に協力事項の現状及び表示の継続の意思を確認した上で、認定を更新することができるものとする。

(認定の取消し)

第 10 条 市長は、協力事業所が事業を廃止し、又は休止したとき、第 4 条に規定する基準を満たさないこととなったとき、偽りその他不正な手段により表示証の認定を受けたとき、又はその他協力事業所としての表示が適当でないと認めるときは、当該認定を取消することができる。この場合において、市長は、相手方に対し、当該認定の取消しの理由を文書で通知するものとする。

2 前項の規定により協力事業所の認定を取消された事業所等は、速やかに、表示証を市長へ返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

第 11 条 市長は、協力事業所の名称、西条市消防団への協力内容、その他の事項について、広報紙等により公表するものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 10 年 1 日から施行する。